

## 緑陽小学校跡施設利活用における事業者選定情報に係る情報公開についての考え方

### 1 趣旨

緑陽小学校跡施設利活用に係る事業者選定手続きについて、公正性、透明性、客観性を確保し、市民に対する説明責任を果たすため、北広島市情報公開条例（平成11年北広島市条例第2号）に基づく考え方を整理した。この考え方を緑陽小学校跡施設利活用に係る事業者選定に応募する団体・法人に対して事前に周知し、当該内容を了解の上応募することを条件とする。

### 2 公開対象文書及び公開基準

対象文書	借受候補者決定前	借受候補者決定後		契約締結後	
		借受候補者	借受候補者以外		
提案書類	提案書提出届兼応募者構成員表	×	○	×	○
	応募参加希望表明書	×	△	×	△
	事業の企画・計画に関する提案書類	×	○	×	○
	事業の運営に関する提案書類	×	△	×	△
	事業収支計画に関する提案書類	×	△	×	△
	施設計画に関する提案書類	×	○	×	○
	その他提出書類	×	△	×	△
提案事業者資格審査決定書	×		×	○	
採点表	×		×	○	
評価項目の配点等	×		×	○	
最優秀提案事業者決定書	×		×	○	

(注1) ○：公開、△：一部非公開情報を含む、×：非公開

(注2) 「借受候補者」とは、「北広島市学校跡施設利活用に係る公募提案審査委員会」における選定の結果を受け、市が借受候補者として決定した事業者をいう。

### 3 その他

- (1) この基準における非公開情報は、北広島市情報公開条例第6条第1項各号に規定する非公開情報をいう。
- (2) 実際の個々の文書に係る公開・非公開については、情報公開請求があった際に個別に判断する。